

尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについて

1 愛知県地域医療計画について

愛知県地域保健医療計画は、医療法の規定に基づき、県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画である。

昭和62年8月の策定から過去7回の見直しを経て、現在の計画（平成25年度から平成29年度までの5年間）となっている。

今回は、この計画を見直し、平成30年3月に公示する予定である。

この計画の別冊として、2次医療圏単位に「医療圏保健医療計画」が策定され、この中で、当圏域においては、「尾張西部医療圏保健医療計画」を策定するものである。

2 尾張西部医療圏保健医療計画について

平成4年8月に策定され、以後概ね5年を目安に内容の見直しをしている。現行計画は平成26年3月に見直しされたもので、計画期間は平成26年度から平成29年度までとなっている。

今回は、国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成29年3月28日厚生労働省告示第88号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）が平成29年3月に行われた。

これを受け、愛知県地域医療計画とともに、尾張西部医療圏保健医療計画を見直し、新たな計画を策定するものである。（計画期間：平成30年度～平成35年度の6年間）

3 尾張西部医療圏医療計画策定委員会について

平成29年2月23日（木）に開催された平成28年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議で設置を承認され、3回の会議を実施した。

(1) 委員

各市医師会長、各市歯科医師会長、各市薬剤師会長
一宮市立市民病院長、稲沢市民病院長、総合大雄会病院理事長、
一宮西病院長、稲沢厚生病院長
一宮市市民健康部長、稲沢市福祉保健部長

(2) 会議開催状況

開催日	議事内容
平成29年3月8日（水）	委員長選出（野村一宮市医師会長） 計画見直し方針検討
" 7月19日（水）	事務局のたたき台を検討し、素案作成
" 8月16日（水）	修正後の素案を検討し、試案作成

4 新尾張西部医療圏保健医療計画（案）について

(1) 体系

第1章の地域の概況を始め、全11章からなる。

前回計画との違いは、第2章第3節を「心筋梗塞等の心血管疾病対策」に修正した。

なお、地域医療構想については、平成28年10月に愛知県地域医療構想が策定されたところであるので、今回の医療圏計画には章建てせず、それぞれの項目の中で、これを踏まえて策定した。

(2) 現行計画からの変更点

資料2 現行医療計画からの主な変更点について

資料3 尾張西部医療圏保健医療計画

5 今後のスケジュール（予定）

年月	県計画	尾張西部医療圏計画
29年 7月	医療体制部会（素案検討）	19日 医療計画策定委員会（素案検討）
8月	関連会議等での検討	16日 医療計画策定委員会（試案検討）
9月		29日 圏域保健医療福祉推進会議（原案検討）
10月		
11月	医療体制部会（試案検討） 医療審議会（原案の決定）	
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	
30年 1月		医療計画策定委員会（原案修正）
2月	医療体制部会（修正原案→案）	圏域保健医療福祉推進会議（修正原案→案）
3月	医療審議会（答申）	